



退職代行への 対応策を考える

注目トピックス

01 | 退職代行への対応策を考える

近年、「退職代行サービス」が急速に広まり、社会での是非が議論されています。以下、退職代行の内容と企業が取るべき対応策について解説します。

特集

02 | 中小企業（従業員数50人未満）の ストレスチェック義務化について

2025年5月改正労働安全衛生法案が可決され、今後従業員数50人未満の会社にもストレスチェック制度の実施が義務化される見通しとなりました。

03 | 外国人雇用の基本

労働力不足を背景に、外国人労働者を雇用する企業が年々増加しています。外国人雇用の基本的事項について解説します。

話題のビジネス書をナメ読み

04 | ゆるストイック（ダイヤモンド社）

がむしゃらにも、気楽すぎる生き方にも違和感がある方はいつの時代も少なくないものです。社会の変化を読み解き、自分らしく静かに前進する「新しい努力の形」と一緒に見ていきましょう。

上岡ひとみ経営労務研究所より

05 | 日常で使えるストレスチェックシート

06 | 補助金・助成金情報

今月のひとこと

07 | お問い合わせについて

08 | 黒デヨカ

退職代行への対応策を考える

近年、「退職代行サービス」が急速に広まり、社会では非議論されています。以下、退職代行の内容と企業が取るべき対応策について解説します。

はじめに

退職代行は、労働者が会社に退職の意思を伝える場面で、第三者がその橋渡し役を担うサービスです。退職者の精神的負担の軽減メリットがある一方で、辞めることすら自分で言えない気の弱さを非難する意見も挙がっています。以下、退職代行についての解説と企業の対応策について紹介します。

退職代行の種類

退職代行サービスには、主に**弁護士**が運営する「法的対応が可能なものの」と、**弁護士資格のない業者**が提供する「通知代行のみ」のものが存在します。後者は法的交渉ができず、単に「退職の意思を伝える」にとどまります。

労働者側のメリット

無期雇用の労働者は、民法第627条により原則2週間前の通知で退職が可能です。それにもかかわらず退職代行を利用する労働者側の心理として、以下のメリットが挙げられます。

【精神的負担軽減】

直接対面を避けられるため、退職交渉のストレスを軽減できます。また、慰留や引き留めの際のハラスメントの回避が可能です。

【金銭等の交渉】

弁護士による退職代行の場合、退職日までの有給休暇の取得や、未払い残業代の請求など金銭等の交渉を任せることができます。

企業側の課題とリスク

企業にとって退職代行は、突然の退職連絡が来ることによる混乱を招くほか、以下のような課題が発生します。

【業務引き継ぎの不足】

突然退職されることで、現場の負担が増大します。

【法的対応の複雑化】

非弁護士の業者が違法な交渉を持ち掛けてくるケースもあり、法務面での慎重な対応が必要です。

職場改善への活用

退職代行利用による退職者の発生は企業にとって望ましいものではないかもしれません。ただしこれに感情的な反応をせず、冷静な対応を心がけてください。また、退職代行を単なる個別案件にとどめず、職場環境全体を見直すきっかけと捉えることもできます。特に以下の対策は、以後の離職トラブルの未然防止に役立ちます。

【ハラスメント対策の強化】

退職代行利用が特定の部署で繰り返し起こるのであれば、上司や同僚からのハラスメントの可能性を考えましょう。普段の声掛けが高圧的すぎたり、感情的な指導をしたりしていないかを確認しましょう。

【退職面談の実施】

退職面談とは、人事担当者等が退職を決めた労働者に対して行う面談です。慰留や非難をせずに、退職に至った経緯や組織の改善意見、苦情などをインタビューします。安全を確保するために、本人が望まない情報を保護するように気をつけます。

キャリアビジョンを提示する

退職代行利用による退職者が発生する理由は一概には言えませんが、「その企業で頑張る理由が見出せない」ことも、その一つではないでしょうか。組織としては、その職場で働くことでどのようなスキルが身に付くかを明確にし、労働者が将来的に「この企業にいてよかった」と思えるキャリアビジョンの提示が重要です。

中小企業（従業員数 50 人未満）の ストレスチェック義務化について

2025 年 5 月改正労働安全衛生法案が可決され、今後従業員数 50 人未満の会社にもストレスチェック制度の実施が義務化される見通しとなりました。

はじめに

ストレスチェック制度は 2015 年 12 月より、従業員数 50 人以上の会社に義務付けられてきましたが、50 人未満の会社については努力義務とされていました。しかし、近年の精神障害による労災認定件数の増加や、長時間労働、パワーハラスメントなどを背景とするメンタルヘルス不調者が増加しています。これを受け、従業員数 50 人未満の会社も義務化の対象となる見通しとなりました。具体的な内容について解説します。

ストレスチェックとは

ストレスチェックは、労働者の心理的負担の状況を把握する目的で、年 1 回以上実施することが労働安全衛生法で義務付けられています。医師・保健師などの実施者が **質問票**（質問項目例は下記の通り）を用いて行い、結果は本人に直接通知されます。

高ストレスと判定された労働者が希望した場合は、医師との面接指導を実施し、必要に応じて職場環境の改善措置を講じる必要があります。

主な質問項目の例（簡易調査票より抜粋）

【仕事の負担・量】

- ・仕事の量が多くて感じる
- ・時間内に仕事を終えるのが難しい

【職場の人間関係】

- ・上司から十分に支援を受けている
- ・職場で孤立していると感じる

【仕事のやりがい】

- ・自分の仕事に満足している
- ・仕事が社会に役立っていると感じる

【身体・精神の反応】

- ・最近、眠れないことがある
- ・気分が落ち込む日が多い

今回の法改正では、企業規模を問わずすべての事業場において、ストレスチェックの実施義務化が盛り込まれています。50 人未満事業場への導入は 2028 年まで段階的に進められるとされています。

ストレスチェック実施の課題

【実施コストとリソース】

ストレスチェックは、医師や保健師などの専門職による実施体制が必要です。しかし、産業医が配置されていない事業場では外部委託が前提となるため、費用負担や事務負担が中小企業にとって重い点が懸念されています。

また人手が十分でないために、ストレスチェックの結果を受けても配置転換ができないなどの問題も予想されています。

【個人情報保護】

中小規模の事業場では、従業員数が少ないがゆえに、ストレスチェックの結果から個人が特定されやすくなるという問題があります。たとえば「高ストレス者が 1 人」と判定された場合、実質的に誰かが容易に推察される環境も少なくありません。

このような状況下で、産業医面談の勧奨や職場改善の措置を進めようすると、プライバシーの侵害や人間関係の悪化につながるリスクがあり、結果として制度そのものが運用しづらくなる可能性があります。

継続的なストレスチェックを

高ストレス状態になった労働者には、「身だしなみの乱れ」や「遅刻の増加」などの変化が起こると言われています。今回のストレスチェックの義務化によらずとも、普段から異変を早期に察知できるような観察や声かけを管理者は意識していきましょう。

外国人雇用の基本

労働力不足を背景に、外国人労働者を雇用する企業が年々増加しています。外国人雇用の基本的な制度等について解説します。

はじめに

日本に在留する外国人には、それぞれ「在留資格(ビザ)」が付与されており、この資格によって「就労可能か」「どのような職種で働くか」が厳格に定められています。この確認を怠って外国人を雇用すると、雇用主側にも刑事・行政上の責任が及びます。以下、外国人雇用の基本的な制度について解説します。

在留資格

在留資格は大きく以下の3つに分類されます。

- ① **就労が可能な在留資格** (例: 技術・人文知識・国際業務、技能、特定技能) → 職種が限定されており、指定された範囲外での労働は不可
- ② **就労が原則不可の在留資格** (例: 留学、家族滞在) → 後述の「資格外活動許可」を得ることで、一部の就労が可能になる
- ③ **就労制限のない在留資格** (例: 永住者、日本人の配偶者等、定住者) → 職種に制限なく、一般の日本人と同様に就労が可能

企業が外国人を雇用する際は、在留カードやパスポートの確認を通じて、就労可能な資格かどうかを必ず確認する必要があります。

留学生の資格外活動と労働時間上限

「留学」の在留資格を持つ外国人は、本来、学業専念を前提とした資格のため、就労はできません。ただし、「**資格外活動許可**」を得ていれば、原則週28時間以内（長期休暇中は1日8時間以内かつ週40時間以内）の範囲で就労が可能です。なお、注意点は下記のとおりです。

- ・無許可での労働は不法就労に該当
- ・許可があっても原則週28時間を超えると違法
- ・風俗関連業務など一部分野は禁止

留学生をアルバイト等で採用する際は、在留カードの裏面に資格外活動許可が記載されているかを確認し、シフト時間が週28時間以内かどうかを管理することが非常に重要です。

特定技能1号・2号とは

2019年の入管法改正により、新たに創設されたのが**特定技能1号・2号**の在留資格です。これは深刻な人手不足が認められた分野において、一定の技能と日本語能力を持つ外国人労働者の受け入れを認める制度です。

【特定技能1号の特徴】

受け入れ可能な分野は介護、外食、建設、農業、宿泊など16分野が定められています。在留期間は最大5年（更新制）で、分野別試験に合格、もしくは技能実習2号を修了した者が対象となります。なお、家族の帯同は原則として不可とされています。

【特定技能2号の特徴】

特定技能2号は「熟練した技能を持つ外国人に与えられる在留資格」です。受け入れ分野は当初建設、造船のみでしたが、2023年から人手不足が深刻な外食・宿泊・自動車整備・ビルクリーニングなど11分野に拡大されました。1号との違いは在留期間に上限がなく更新可能であり、永住資格の取得や家族の帯同が認められている点などがあります。

外国人を雇用したいときは

外国人雇用についての相談先は以下のものがあります。

- ① 行政書士→就労ビザ取得の相談対応、書類作成代行
- ② 登録支援機関→特定技能の受け入れ時の生活支援・入国後フォローなどの義務的支援
- ③ 社会保険労務士→雇用契約書や雇用保険・社会保険の手続き

はじめに

競争社会であった過去とも現在とも異なる、中間的な立ち位置に戸惑っている人も少なくないのではないかでしょうか。

コロナ禍を経て、社会が静まり返ったとき、「がんばらなくていい」という言葉に救われたとしても、ただ緩やかに日々を過ごすだけでは、どこか満たされないという感覚があるのも事実です。本書は、そんな矛盾に向き合いながら、自分らしく静かに歩み続けるための考え方を提示しています。

極端な時代に挟まれたモヤモヤ

意識高い系の競争主義と、意識低い系の脱力主義という二つの極端な価値観のあいだで揺れる現代。誰かと比較されることに疲れ、「成長」や「成果」に疑問を感じつづり、完全に立ち止まることにも不安だと感じることはありますか？SNS や世間の空気の中で、「どちらかを選ばなければならない」と思い込まれるのではなく、極端に偏らない「真ん中の生き方」を考える意義があると筆者は解説しています。

ゆるストイックという新しい選択肢

「ゆるストイック」とは、自分に対してはストイックに、他人に対しては寛容にという、一見矛盾するようでいて、実はバランスの取れた生き方のことです。誰かと競争せず、自分のペースで努力を重ねる、その過程を他人に誇示することも、押し付けることもありません。

本書では、藤井聰太さんや大谷翔平選手などの生き方を例に挙げながら、現代に必要なのは「強さ」ではなく「しなやかに続けられる力」だと語っています。静かに、淡々と前に進むことこそ、これから時代に求められる姿勢なのかもしれません。

努力は報われる？その信念に潜む罠

「努力は必ず報われる」という信念は、私たちを支えてくれる一方で、結果が出ないときに自分や他人を責める原因になることもあります。

本書では、努力・才能・運という三つの要素のバランスに注目し、「努力しても報われないことがある」という現実を受け入れることの大切さを伝えています。結果を求めるすぎず、ただ日々やるべきことに集中する。そのようにして積み重ねた一步一步が、やがて自分らしい成果へつながります。

己を知り、没頭する力を育てる

自分に「配られたカード」を知ること。本書ではこの表現を使って、自己理解の重要性を説いています。他人の強みはよく見ても、自分の持ち味には気づきにくいものです。そのためには、試行錯誤を通じて、自分が何を心地よいと感じ、どんなことに自然と興味が向くのかを見つめる必要があります。また、何かに没頭する時間は、脳をリフレッシュさせ、心を整える役割も果たします。集中することで、SNS や周囲のノイズから距離を取り、本来の自分を取り戻すことができるのです。

不確実な未来に備える

本書の根底には、「未来は今の延長線上にはない」というメッセージがあります。社会や環境は常に変化しており、そこに柔軟に対応できる人が、生き残っていくのです。変化を受け入れ、その周辺に身を置くことで、新たなチャンスが生まれます。準備をしている人にとって、「予期せぬ出来事」は“運”として味方してくれるでしょう。変化の波に飲まれるのではなく、波に乗る準備をしておく、本書はそんな柔軟で力強い生き方を静かに後押ししてくれる一冊です。

日常で使える ストレスチェックシート

2025年版チェックシート

日常的に労働者のストレスレベルを確認するためのチェックシートです。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	衣服や頭髪の乱れ、ヒゲの剃り残しなどがないですか？		
2	最近遅刻が増えていないですか？		
3	最近ケアレスミスが増えていないですか？		
4	最近当日の欠勤連絡や急な早退が増えているですか？		
5	体型の急激な変化はありましたか？		
6	最近勤務中に集中力が切れていることが増えているですか？		
7	家庭の問題に悩んでいる様子が見られますか？		
8	借金など金銭的に悩んでいる様子が見られますか？		
9	無理に明るく振る舞っている様子が見られますか？		
10	周囲と馴染めていない様子が見られますか？		

FAXのご返送は **0993-26-3770** まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を お書きください	
FAX			

現在公募中の補助金

補助対象となる取組み、補助対象経費		補助率、補助額
1	【NEW】【10月末まで毎月末日締切】エイジフレンドリー補助金 高齢者が安心して安全に働けるよう労働災害防止対策に要した経費（設備導入や工事施工等）を補助	(労働災害防止対策) 補助率 対象経費の1/2 最大 100万円
2	【随時受付中】中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型） 「簡易で即効性がある省力化投資」を促進 人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助	補助率：1/2以下 補助上限：従業員数に応じて 200万円～1,000万円
3	【6月～7月頃 第1回公募申請受付開始予定】中小企業新事業進出補助金 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等 建物費、構築物費、機械装置・システム構築費など	補助率：1/2以下 補助上限：従業員数に応じて 2,500万円～7,000万円 補助下限：750万円
4	【令和7年7月7日～ 第2回募集開始】鹿児島県 サービス業生産性向上支援 補助金 物価高騰・人手不足等の経営環境への対応のため、デジタル化・省力化等による生産性向上に資する取り組みを支援	補助率：対象経費の1/2 最大 150万円 採択枠：2次募集と合わせて 160者程度

厚生労働省の助成金

助成対象となる取組み		1人あたりの助成額
1	35～59歳の中高年層・60歳以上・母子家庭の母などを雇い入れたとき	最大 60万円
2	発達障害者、難病患者を雇い入れたとき	最大 120万円
3	男性従業員が特定の期間に連続5日以上の育児休業を取得したとき（1回まで）	最大 127万円
4	従業員が育児休業を取得し、原職等に職場復帰させたとき（申請上限2人）	最大 62万円
5	従業員が介護休業を取得し、原職等に職場復帰させたとき（申請上限5人）	最大 100万円
6	70歳以上へ定年年齢を引上げたとき	最大 105万円
7	定年制を廃止したとき	最大 160万円

その他多数 !!

◆◆◆ 補助金採択実績 ◆◆◆

- 2023. 10. 25 鹿児島県「サービス業販路開拓・生産性向上支援事業費補助金」2件が採択されました。
- 2022. 9. 1 鹿児島県「サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業費補助金」が採択されました。
- 2021. 12. 6 「かごしま中小企業 DX 推進事業費補助金」が採択されました。
- 2021. 9. 22 鹿児島県「サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業費補助金」が採択されました。
- 2014～2021 事業再構築補助金（2件）、ものづくり補助金（3件）、小規模事業者持続化補助金（1件）、省エネ促進事業費補助金（1件）経営革新計画（3件）、創業補助金（2件）、エイジフレンドリー補助金（1件）が採択を受けました。

お気軽に お問合せください

「労務相談」「社会保険手続き」「給料計算」ご相談がございましたら、お気軽に当事務所にご相談ください。また、お困りごとに対応できる専門家をご紹介することも可能です。「夫婦喧嘩」以外のご相談は、当事務所へ

今月の入事情報ステーションはいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願ひいたします。

今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、お知り合いの経営者様をご紹介いただける場合は、

「お客様紹介専用リンク」からご案内ください。（右のQRコード）→



黒ヂヨカ

メディア情報

知覧で考えた「働くということ」

先日、知覧での研修に参加してきました。知覧特攻平和会館では、80年前の4月から7月にかけて、450名あまりの若い特攻兵が出撃していったという歴史を学びました。当時17歳から31歳だった彼らの、展示されている遺書や写真を見ながら、私は思わず考えてしまいました。

「お母さん、ありがとう」「故郷の皆さん、お元気で」そんな言葉で綴られた遺書を読んでいると、彼らが守りたかった社会になっているのだろうか？

最後の瞬間まで、家族への感謝を込めた手紙を書いた、当時の青年たち。もちろん、時代背景や状況は全く違います。今の社会をみたら、彼らはなんというのだろう。彼らが願った「平和な社会」って、きっと誰もが安心して働ける社会のことでもあったんじゃないかな、と。

毎日当たり前のように仕事ができることの有り難さを、改めて感じた一日でした。明日からまた、一つひとつの相談に丁寧に向き合っていこうと思います。

上岡ひとみ経営労務研究所

代表 上岡 ひとみ

お問合せ

メール : info@e-sr.net
chatwork ID : 243128
お問合せページ : <https://e-sr.net/contact/>
弊所 Web サイト : URL : <https://e-sr.net/> →

営業時間

平日 9:00～17:00

所在地・連絡先

指宿

〒891-0403 鹿児島県指宿市十二町 43-7

Tel 0993-24-3128 / Fax 0993-26-3770

鹿児島

〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田 3-43-8 高原ビル 2F

サテライトオフィス

Tel 099-813-8378 / Fax 099-813-8379



Web 最新情報

- 2025.06.11 2025年、若者世代に選ばれる企業が持つべき「新たな社会的責任」（ブログ）
2025.06.04 「今」を本気で生き抜く覚悟～有限な命から生まれるもの～（ブログ）
2025.05.28 【「頑張っているのに成果が出ない？」陥りがちな「手段の目的化」という落とし穴（ブログ）
2025.05.21 【社労士が語る】 武士道に学ぶ、限りある時間の中での覚悟（ブログ）

講談社 現代ビジネス 掲載中

- 2025.04.07 「強い体臭」で同僚からクレームを受けた社員をどう扱う？デリケートな「スマハラ」問題で会社が対応すべきこと
2025.04.07 徹夜続きた新入社員から「強い体臭」…上司の指摘に本人は激怒、デリケートな「スマハラ」問題の行方